

【参考】

イベント・観光施設等における参加者・利用者名簿の考え方について

長野県

国では、感染拡大防止の観点から、イベントの主催者や施設の管理者等が、参加者・利用者の名簿を作成し、連絡先等を把握することについて広く周知するよう求めています。

名簿作成の考え方をとりまとめましたので、参考にしてください。

1 目 的

新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合には、発症前2週間の行動調査・接触者調査を実施し、感染拡大防止に努めています。作成していただいた名簿は、イベント参加者や施設利用者への感染拡大を防止するため、保健所が実施する行動調査・接触者調査に限って利用いたします。

2 利用方法

- ① 接触者と推定される方に、利用施設から確認の電話
(確認内容：利用実態の有無、行政への情報提供の可否)
- ② 情報提供を承諾された方に限り、管轄保健所へ情報提供
- ③ 保健所から協力依頼・聞取り調査の実施
- ④ 濃厚接触者に該当する場合には健康観察等の実施

※濃厚接触者：患者と同居あるいは長時間の接触があった方・手で触れることのできる距離（目安1m）で、感染予防策なしで15分以上の接触があった方 等

3 留意事項

- ① 目的・利用方法を説明し、同意を得た上で作成してください。
- ② 入口に案内板を設置するなど、利用者への周知にご配慮ください。
- ③ 個人情報保護にご留意ください。

例：A 名簿の保管は鍵付きロッカーとする。

B 目的外の使用はしない。

C 行政への情報提供の際は本人の承諾を得る。
- ④ 名簿の保管期間は概ね1か月としてください。